令和８年度町営住宅波川団地解体撤去工事
設計委託業務
（８い管委第４６号）
特記仕様書

高知県 いの町

総　則

１. 業務の目的

いの町（以下「町」という）では、町営住宅波川団地解体撤去工事を計画している。

本業務は、当該町営住宅波川団地解体撤去工事に必要な建築設計を行うものである。

２. 業務名称

令和８年度町営住宅波川団地解体撤去工事設計委託業務

３. 業務の委託期間

本業務の委託期間は、令和９年３月１２日までとする。

４. 計画施設等概要

計画施設　　：町営住宅波川団地

改築予定地　：高知県吾川郡いの町１４３８番地１

延べ床面積　：４４９．８６㎡

建築年　　：昭和３０年

５. 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるものとする。

６. 守秘義務

受託者は、本業務の過程で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

７. 中立性の保持

受託者は常にコンサルタントとしての中立性を保持すること。

８. 提出書類等

受託者は、次の書類を適宜提出するものとする。

① 着手届
② 業務計画書
③ 工程表
④ 管理技術者届
⑤ 完了届
⑥ 請求書
⑦ その他必要な書類

９. 管理技術者

管理技術者は、技術的専門知識及び経験を有する者とし、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士でなければならない。

１０．関係法令等

本業務に係る技術基準については、特記のない場合には、国土交通省及び高知県が制定する最新版の技術基準等を適用する。また、関係する法令等を遵守すること。

１１．資料の収集、調査、検査等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検査等は受託者が行うものであるが、町が所有し、本業務に利用できる資料は、それを提供する。

なお、対象施設については、過去に実施した耐震診断において作成した図面等の電子データを町が保有しているため、必要に応じて受託者に提供し、本業務の設計に活用できるものとする。ただし、当該図面等の内容と現況に相違がある場合は、受託者において現地確認を行うものとする。

１２．業務の変更

町の都合により、計画の一部を変更することができる。これに伴う委託料、納期の変更については別途協議して決定するものとする。

１３．疑義

本業務の仕様書、記載事項に疑義が生じた場合、町に照会し、町の意図を把握したうえで、本業務を遂行すること。

第２章 業務内容

１.地質調査

~~1)原位置試験~~

~~平成 13 年告示第 1113 号第 1 に掲げられている方法とする。その他必要に応じた地質調査を行うこと。~~

~~2)成果品~~

~~成果品は、調査位置案内図、調査位置平面図、土質又は柱状図を提出するものとする。また、その他必要に応じた地質調査を行った場合は、調査に応じた成果品を提出するものとする。~~

２．建築工事実施設計

1)設計概要（１号２号棟）

工事種別　：解体工事

主要構造　：木造２階建

延べ床面積：１５３．８２㎡

2)設計概要（３号４号棟）

工事種別　：解体工事

主要構造　：木造平屋建

延べ床面積：６９．５６㎡

3)設計概要（５号６号棟）

工事種別　：解体工事

主要構造　：木造２階建

延べ床面積：１３５．７４㎡

４)設計概要（７号８号棟）

工事種別　：解体工事
主要構造　：木造平屋建
延べ床面積：９０．７４㎡

3)特記事項

(1)概算及び積算業務

建築主体工事（外構工事含む）、電気設備工事、機械設備工事、解体工事、その他必要な事項について、町が指定する日時までに概算費用及び積算費用を算出する。

(2)各種手続業務

建築基準法に基づく建築確認申請業務、高知県浄化槽指導要綱による届出業務等その他必要な手続き業務を行うこと。

(3)敷地測量

~~建築予定地において現地調査を行い、建築確認申請に必要な敷地測量を行う。~~

(4)特別経費

・地盤調査、アスベスト調査、ＰＣＢ調査等に必要となる調査費用とする。
（請負更正対象）

~~・建築確認申請、建築物エネルギー消費性能適合性判定等、必要となる申請手数料とする。~~
~~（請負更正対象外）~~

(5)関連する計画との整合

設計業務にあたり、構造・設備等の内容については関係する計画等との整合性を図ること。

３．設計業務の範囲

1)成果品

第３章　業務仕様のとおりとする。

2)業務計画書の作成

①業務計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

・委託業務方針
・業務実施体制（社内審査体制を含む。）
・担当（技術）者名及び資格等
・業務実施工程表
・協力者がある場合は、協力者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
・その他、町が必要に応じ指定する事項

②受託者は業務実施工程表の作成にあたっては、町が行う成果物等の確認のための日数を考慮するものとする。

・段階確認毎に監督職員の承認を受けることとする。

1. 概算工事費（平面、立面、~~断面図共~~）提出
2. 図面完成時
3. 図面、積算、内訳、積算チェックリストの提出（完了日30日前）
4. 修補　図面、積算、内訳、積算チェックリストの提出（完了日10日前）

③受託者は、前項の業務実施工程表の作成（変更の場合も含む）について、あらかじめ町と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。

④受託者は、委託業務について協力者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する協力者及

び内容について、町の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。

3)打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、町に提出する。

・業務着手時
・町又は管理技術者等が必要と認めた時
・その他

第３章 業務仕様

１．提出部数等（建築）

※工事は分割して発注する場合があるので、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

成果物	部数	摘要
a.設計図書		
■CADデータ ■PDFデータ	1	原則としてCD-Rで提出する。ﾃﾞｰﾀ形式は、[JWW形式] とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読込が可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元ﾃﾞｰﾀとの整合性を取ること。図面・内訳書ﾃﾞｰﾀについてはPDF形式に変換したものも提出すること。
□施行伺用製本	1	図面を１枚毎に折りたたみ(Ａ４判)裏表紙背張りを付けた後､工事費内訳明細書を綴り込めるように製本し､紐綴じにしたもの（背張り面に工事名を記入）
□2つ折り製本	1	図面サイズは設計原図サイズのまま（縮小しない）２つ折り製本したもの
■2つ折り縮小製本	1	２つ折り時のサイズがA4判(※１)になるように図面を縮小し、２つ折り製本したもの
□平綴じ図面(工事施工用)	1	A3判(※１)(各図面に建築士法第20条第１項の規定による記名を行い、左綴じ合わせとしたもの)
□計画通知書又は確認申請書 及び関連書類と各々の控え	1	電子データ共
□構造計算書	1	※上記関連書類に含まれる場合は別途提出不要
□省エネルギー関係計算書	1	
b.その他		
□透視図		
□模型		
c.資料		
■工事積算数量算出書	1	
■工事積算数量調書(内訳明細書)	1	電子データ共

■見積書(3社以上)	1	見積比較表、単価決定表　共
■打合せ記録簿	1	
■委託業務実施工程表	1	計画工程表と対比したもの
□営繕工事積算資料	1	県書式
■工事工程案	1	

■印の成果物は、履行期限の　10日前までに提出すること。

※1…設計原図サイズがA1判以上の場合は、図面サイズは調査職員と協議すること。